

「神戸市立湊山小学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月25日 神戸市立湊山小学校

はじめに

湊山小学校は学校、保護者、地域が一つになっていじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「湊山小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1. いじめの定義

＜いじめの定義＞

（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめの基本認識＞

（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会）

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触することがある。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめ防止基本方針

□ 湊山小学校教職員の取り組み

- ・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を基本に指導を進めます。
- ・「湊山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者・地域と連携しながら解決に向けて取り組みます。
- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」を全職員で共通理解し、また定期的に内容の確認をします。
- ・認め合い助け合う“絆づくり”を目標に“学級経営”や“集団作り”に力点を置き、生命や人権に対する意識を育て、子どもの「自尊感情」を育て、「心の居場所」作りを目指します。
- ・「分かる授業」を進め、「参加・活躍する授業」を工夫します。

□ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けて	学年・学級づくり 人間関係づくり 学年・学級づくり 人間関係づくり 家庭訪問 LTC 「ゆうゆうタイム」「なかよしグループ会」などの異年齢集団活動 集会活動 登校班による集団登下校 学校評議委員会 湊翔楠中学校区を核とした近隣校との情報交換											
			アンケート	教育相談			アンケート		教育相談	アンケート	教育相談	
早期発見に向けて	学年・学級づくり 人間関係づくり 登校支援 登校時の見守り 放課後の校区内パトロール 家庭訪問 登校班による集団登下校 「ゆうゆうタイム」「なかよしグループ会」などの異年齢集団活動											
早期対応に向けて	職員会議 (基本方針提案) 職員研修 職員研修 取組評価 取組評価 取組評価 登校支援 登校時の見守り 放課後の校区内パトロール 毎月の生徒指導委員会 取組評価 次年度計画											

3. いじめ防止のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」に努めます。

・未然防止するために

- ・児童の様子の中で、気になったことをすぐに職員全体で共通理解し、連携して児童への指導や児童からの相談に対応します。
- ・教職員の人権感覚を高めるための研修を行います。(月1回の人権を確かめる会)
- ・全校の児童を全職員が理解する場を月2回持ちます。(LTC)
- ・一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて児童の自己有用感を高めます。
なかよしグループ会、ゆうゆうタイム(異年齢交流活動)、集会活動
- ・「いじめを決して許さない」という姿勢を、さまざまな場面で児童に伝えます。
- ・他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるため、道徳教育の充実に努めます。

・早期発見のための体制づくり

＜日々の観察＞

- ・登校時の挨拶や、運動場・廊下など校内全域にわたり、休み時間中の児童の様子をその他教職員複数で見ます。また、PTA・保護者ボランティア、地域の方などからも情報を得ます。

＜観察の視点＞

- ・集団を見る視点を大切にします。学級内のグループの人間関係がどうであるか把握し、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたります。

＜家庭訪問＞

- ・担任と子ども、保護者と密に連絡を取るようにします。また、気になることがあれば、すぐに家庭訪問をして、迅速に対応します。

・早期対応

・いじめの兆候を発見したら、早期に適切な対応をします。

① いじめ情報のキャッチ

正確な実態把握、指導体制・方針の決定、子どもへの指導・支援、保護者との連携

② いじめ発見時の緊急対応

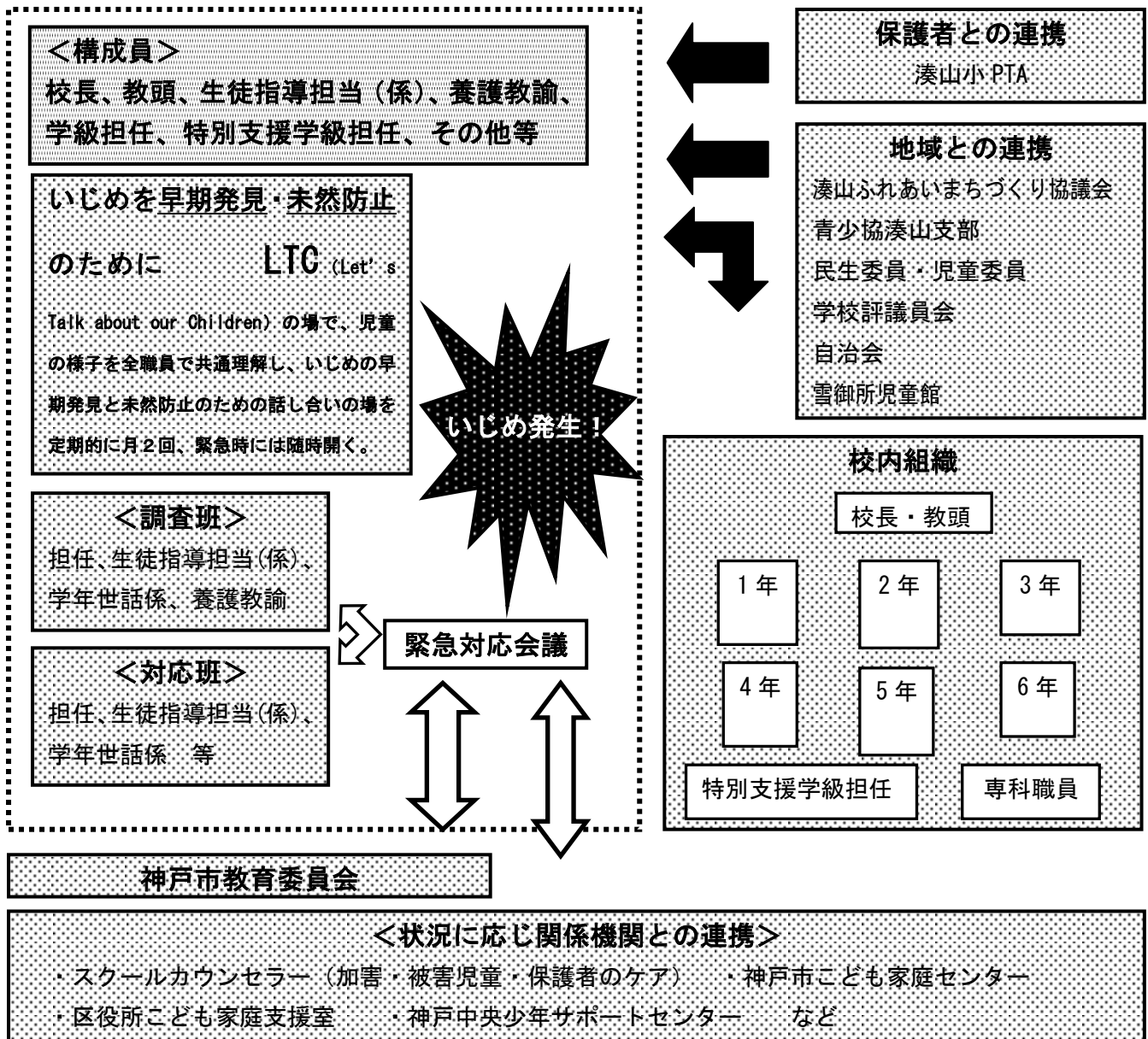
いじめられた子・いじめを知らせた子を守り通す、事実確認と情報の共有

4. 校内いじめ問題対策委員会

本校は、校長・教頭・生徒指導担当・学級担任・特別支援学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行います。

《組織図》

校内いじめ問題対策委員会



5. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別な配慮・支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応には特に力を注ぎます。

6. インターネットやソーシャルメディアを介したいじめへの対応

① 未然防止に向けて

インターネットやソーシャルメディアの危険性については、情報モラル教育を実施し、児童、保護者、地域への啓発と協力を呼びかけます。

① 早期対応に向けて

インターネットやソーシャルメディアを使ったいじめ、中傷、誹謗を発見した場合は、書き込みや画像を削除するといった迅速な対応を図り、状況によっては関係機関とも連携します。

7. 重大事態への対処

いじめの実態が重大であった場合

直ちに神戸市教育委員会に報告し、教育委員会事務局指示のもと、第三者委員会を組織し真相調査します。

8. その他

「湊山小学校いじめ防止基本方針」の改訂について

年度ごと、また、適宜「湊山小学校いじめ防止基本方針」を見直し必要があると認められる場合は改訂を、加えていきます。